

令和6年11月25日

第17回村上市農業委員会会議録

第17回村上市農業委員会総会を令和6年11月25日午後1時30分村上農村環境改善センター大集会室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	4 番	高	橋	大亮
5 番	遠	山	和孝	6 番	遠	藤	俊樹
7 番	斎	藤	博	8 番	稲	葉	浩之
9 番	阿	部	正一	10 番	佐	藤	昌夫
11 番	板	垣	栄一	12 番	船	山	寛
13 番	島	田	幸男	14 番	田	村	昭一
16 番	加	藤	孝平	17 番	佐	藤	健吉
18 番	大	倉	毅	19 番	富	樫	与志栄
20 番	富	樫	あゆみ				

2. 欠席委員は次のとおりである。

15 番 佐 藤 裕 介

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

そ の 他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 高 橋

事 務 局 次 長 中 村

事 務 局 副 参 事 園 部

事 務 局 副 参 事 近 藤

高橋局長

ただいまから第17回村上市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席委員を報告します。本日の欠席委員は1名です。議席番号15番、佐藤裕介委員です。

よって、本日出席委員は19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第17回村上市農業委員会総会議事録署名委員には議席番号14番、田村委員、議席番号16番、加藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告を願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

今日は全部で7件ございます。

それでは、番号順に説明いたします。番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、262平米。申請事由としましては、申請地は住宅の脇に位置する農地であり、40年以上耕作しておらず、現在は宅地と一体化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、221平米。申請事由としましては、申請地は30年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号3、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、88平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号4、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、618平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への

復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号5、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては7筆、14,477平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号6、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、195平米。申請事由としましては、申請地は50年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号7、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては5筆、1,176平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、676番3は建物の前に位置しており、現在は宅地化しております。それ以外は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

位置説明（省略）

報告は以上でございます。

石山会長

ただいまの報告についてご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、報告は以上といたします。

議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。今月は、売買案件が6件でございます。

それでは、番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、畑1筆、地積合計306平米、契約の種別につきましては売買でございます。対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積798平米、契約の種別、売買でございます。対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積778平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積442平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積777平米、

契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号6番、譲渡人、下助渕、山崎平、譲受人、関川村大字下関、近雅彦、地目、畑2筆、地積合計687平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明（省略）

説明しました6件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

ただいま説明のあった議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定につきましてご説明をいたします。

今月は、賃貸借の設定が97件、売買案件が2件、合わせまして99件でございます。その後、機構関連の説明をさせていただきます。

それでは、番号1番から賃借権の設定でございます。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積合計9,573平米、期間は10年間、10アール当たり〇〇〇〇円、再設定でございます。

以降、43ページ、番号97番まで賃借権の設定でございます。

それでは、43ページ、番号98番から売買案件でございます。番号98番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田2筆、地積合計2,841平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。売買対価が〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、44ページを御覧ください。番号99番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積合計7,846平米、利用権等の種別、売買でございます。売買対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明（省略）

以上で場所の説明を終わります。

近藤副参事

続きまして、ここから農地中間管理事業の利用権の設定でございます。集積と配分、連続した番号で表示しておりますので、よろしくお願いします。

今回は、使用貸借58件、賃貸借64件、合計122件でございます。全て千縄集落のほ場整備案件となっております。

それでは、番号100番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、畑、地積254平米1筆、計254平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が20年間です。

続いて、番号101番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号100番と同様でございます。貸人、借人が同じ方ですが、ほ場整備の要件によるものとなります。

ここから番号157番までが使用貸借の案件となっております。

続きまして、番号158番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積178平米ほか2筆、計861平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が20年間、借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、新規で、改良区費は貸人負担でございます。

続いて、番号159番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号158番と同様でございます。

ここから番号221番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは最初に、議案番号139番、141番、143番、144番、145番、147番、149番、199番、201番、203番、205番、207番、209番、211番、213番、215番、217番につき審議いたしますので、14番、田村委員、議事に参与できないので、退席を願いますとともに、私も議事に参与できませんので、議長を職務代理者に交代して審議をお願いいたします。

(1番 石山 章君、14番 田村昭一君退席)

板垣職務代理

議長を代わりました。

それでは、139番から今ほど申し上げました217番まで審議をいたします。ご意見、ご質問のある方、お願いいたします。

(発言する者なし)

板垣職務代理

ないようでありますので、承認することに決定してよろしいですか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

異議なしと認め、139番から217番まで、承認することに決定をいたしました。

(1番 石山 章君、14番 田村昭一君着席)

板垣職務代理

会長、139番から217番まで、承認することに決定しました。

田村委員、今ほどの139番から217番まで、承認することに決定しました。

石山会長

ありがとうございました。

今ほど承認いただいた案件を除きまして、議案第2号、質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

議案第2号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

9番、阿部委員。

阿部正一委員

9番、阿部ですが、ちょっとお聞きしたいんですけども、番号9番、借賃が10アール当たり300キロというのがありますが、これはこのとおりでいいんですか。1反歩5俵ですね。今までこういうの見たことないから、どういう取り交わしなのか。

園部副参事

すみません。今ほどの件でございますが、申請書のほうにつきましては、コシヒカリ玄米300キロということで申請は上がってきておりますが、再度確認をさせていただきます。

阿部正一委員

実際に300キロの契約もありなのか、実際300キロというのもありなのかをお聞きしているのです。そういう貸借もできないということはないでしょうけど、今までこのような契約を見たことがなかった。賃借料も下がってきているのに、それを何倍にもするというのはちょっと変じゃないのか、受け付けた時点で考えなければいけないのではないかと。

園部副参事

そのとおりでございます。

阿部正一委員

受付けたときによく話を聞いて、賃借料が下がっている状況に、上げるようなことは考えにくい、ましてや〇〇〇〇で、山間地だよね。

園部副参事

13筆ございまして、それでだったので、もしかすると合計、全部の合計が300キロということで、30キロかというところでございますので、申請のあった際に確認すればよかったんですが、大変申し訳ございませんが、こちらのほうにつきましては再度確認させていただければと思います。

石山会長

阿部委員、よろしいですか。

ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

それでは、番号9番については確認の上、当事者か申請者、貸人、借人か確認を取って、それに基づいて承認するというようなことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

それでは、議案第2号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案第3号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について議題といたします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第3号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について説明いたします。

この案件は、農地面積が3,000平米より小さいものの、全体計画としましては8,591平米ということになっておることから、11月13日の調整部会にお諮りさせていただいております。

また、その農地調整部会時には隣地の同意が得られておりませんでした。申請者が再度説明、お願いに行き、同意を得ることができましたので、11月14日付で同意書が提出されましたので、報告させていただきます。

それでは、議案内容について説明いたします。番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、2,921平米、変更区分は用途区分の変更、変更目的は畜舎建設敷地。変更内容としましては、申請者は現在畜産業を営んでおり、このたび飼育効率の向上や規模拡大に取り組むため、新たに畜舎を建設するため計画を変更するものです。畜舎2棟、建築面積4,282.32平米、全体計画としましては8,591平米となっております。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、議案第3号について農地調整部会を開催していただいておりますので、佐藤部長から報告をお願いします。

佐藤健吉委員

それでは、17番、佐藤ですが、農地調整部会の報告をさせていただきます。今ほど、事務局から説明があったとおりですが、一応部会の内容について若干説明させていただきたいと思いますが、11月13日の9時30分に神林支所の会議室で、及び現場を調査させていただきました。

農地調整部会員18名中12人が出席し、会長にも出席をいただいております。事務局としては、局長、次長、農地調整部会担当の園部副参事ということで出席をしていただいております。それで、今申し上げましたように、11月の本日の定例総会に提案すべき村上農業振興地域整備計画変更の農業用施設用途として用途区分の変更の交付申請があり、意見書の交付が求められたということでございます。申請面積が2,921平米で、3,000平米を超えないために、農地調整部会を開催すべきなのかなということで事務局といろいろ協議しましたが、農地以外を除いた全体計画が8,591平米ということで、広大な面積を有しているものですから、農地調整部会を開催して、事前審議をいたしました。申請の内容は、養豚事業をしている〇〇〇〇から事業拡大のための〇〇〇〇の農振農用地内に養豚場の建築敷地として用途区分の申請があり、意見書の交付を求められたものであります。

最初に、申請人は同席せず、中村次長から申請の内容の説明を受け、部会員だけで質疑を行いました。一通り説明を受けた後にいろいろな質疑を行い、委員からの、隣接者の同意をもらえない理由はどういうことなのか、集落区長、農家組合長等からは、意見書で、必要な施設ではあるが、住民の理解を得ながら進めてほしいとの意見がありましたということで、申請人からは上申書が添付されているということで、どういう効果があるのかといろいろ協議しました。細部については、部会員の皆様はご理解されているので、省略いたしますが、その後、申請人及び代理人の〇〇行政書士の同席をお願いし、申請人から再度の説明をお願いいたしました。委員から、隣接土地所有者から同意をいただけない理由はどういうことなのか、計画施設の問題点に対して同意いただけないのか、あるいは旧施設のことで同意をいただけないのかというようなことでいろいろ話し合っ、説明をお伺いしました。隣接の養豚農家が廃業し、その用地を一部活用して、今規模拡大の計画であるが、前の養豚業者が廃業したのはいつ頃かということで委員からの質問がありまして、養豚そのものはやめていたんですが、今年の5月31日に隣接の養豚農家の人は会社を清算したということで、それを取得し、規模拡大をするということでございます。隣接者の同意を得られないのは、住んでいる集落の住宅の悪臭の同意なのか、建設予定地の豚舎の同意な

のかというようなことでいろいろ質疑をいたしましたが、〇〇集落でも4回の説明会を開催し、要望に対して〇〇〇〇ではいろいろ改善をしてきたということの説明でございます。それから、現地のほうに調査に出かけまして、現地では新豚舎の建設位置や排水の状況、隣接地との境界の調査等いろいろ調査し、再び会議室に戻って、意見の取りまとめを行いました。

農地調整部会の意見としては、畜産振興上やむを得ないということで意見をまとめたいと思いますなどいろいろ話し合って、そのような形でまとめてきましたが、近隣住民の理解を得ながら事業を推進してほしいという意見をつけて、全員異議なしの声で、農地調整部会の意見は、畜産振興上やむを得ない。ただし、隣接住民の理解を得ながら事業を進めてほしいということで、その場をまとめさせていただきました。その後、事務局のほうから連絡がありまして、隣接土地所有者から改善計画の説明により同意書を頂いたという連絡が、今事務局からも説明ありましたが、そのようなことでございます。ということで、農地調整部会の意見はやむを得ないということのまとめでございます。

以上、報告を終わります。

石山会長

議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案第3号について、村上市農業委員会の意見として、今ほど佐藤部会長から報告があったとおり、意見書としては、やむを得ない。ただし、隣接の同意を得ながら事業を進めていただくというような村上市農業委員会の意見を付したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

それでは、議案第3号、村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る村上市農業委員会の意見は、やむを得ない。ただし、近隣、隣接の方の悪臭等についての同意を得ながら、理解を得ながら進めるというようなことにさせていただきます。

次に、議案としては以上ですが、皆様から何かその他ありましたら。

(発言する者なし)

石山会長

ないようであれば、事務局、何か。よろしいですか。

それでは、議事については以上とし、引き続き協議、連絡事項に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声多数)

- ・ 協議、連絡事項ほか

時に午後 2 時45分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 6 年11月25日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員

委 員